

幼児教育・保育の無償化に関する給付認定

施設等利用給付(保育料)、預かり保育利用料の無償化の対象となるためには、給付認定が必要です。認定を受けるためには、右記のQRコードから申請手続きを行ってください。

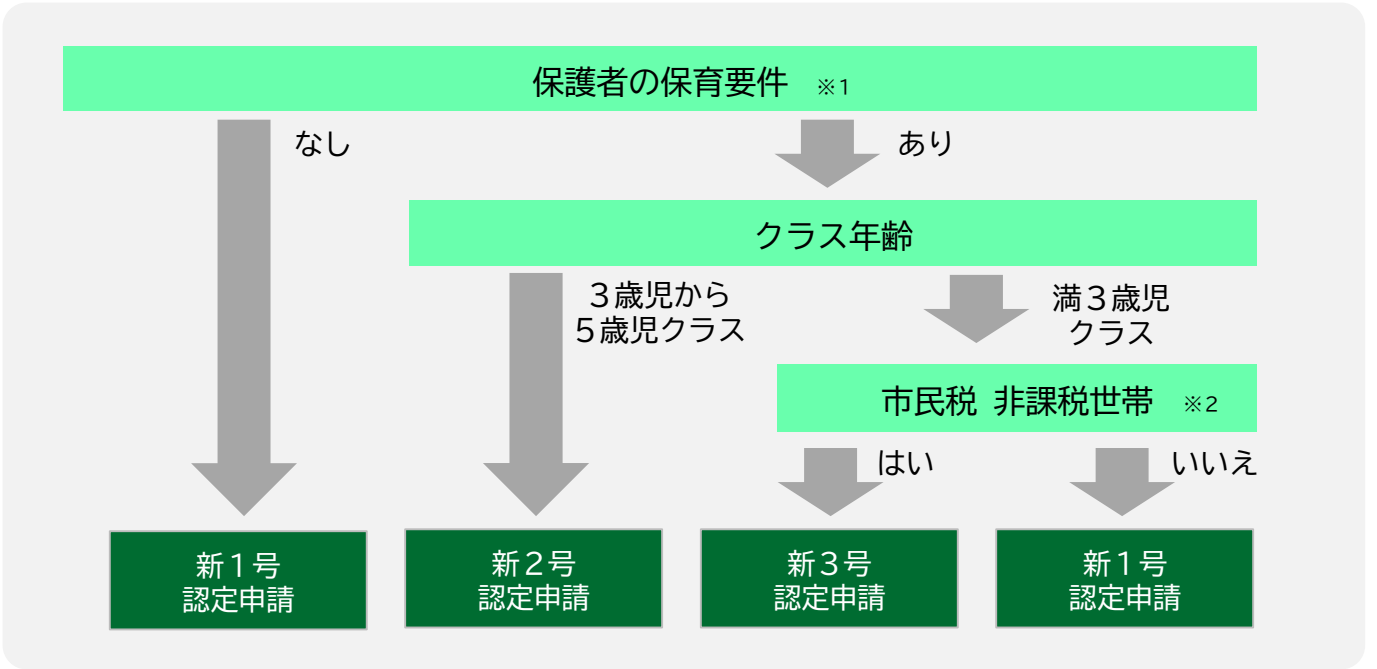
申請はこちらから▼



※申請日からさかのぼって認定はできません。

認定の区分

※該当する区分を確認の上、手続きしてください。



無償化の内容	対象者	利用料 等
施設等利用給付(保育料) (私学助成の幼稚園のみ)	新1号認定 新2号認定 新3号認定	幼稚園が定める入園料と月額利用料(月額上限25,700円) ※ 25,700円を超える部分の利用料は、幼稚園にお支払いいただきます。 ※ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者負担となります。
預かり保育利用料	新2号認定 新3号認定	利用日数に応じて最大11,300円(満3歳児クラスは最大16,300円) ※ 一度幼稚園に料金を支払い、その後請求いただくことで市から償還します。 ※ 預かり保育時間が基準より少ない場合、認可外保育施設の利用が無償化の対象となることがあります。 ※ 長期休業期間においても、最大料金は同じです。

※1 保育要件とは、家庭において必要な保育を受けることが困難な理由です。詳細については、裏面を参照してください。
※2 非課税は4月分から8月分は前年度市民税額、9月分から3月分は現年度市民税額を基に判定します。

無償化となる預かり保育利用料の算定方法

- ①と②を比較して低い方の金額が補助されます。
- ① 預かり保育利用料として園に支払った金額
 - ② 利用日数×450円(日額単価)として算出した金額

《パターンA》 月額10,000円を支払い21日間預かり保育を利用 ① 10,000円 ② 21日 × 450円 = 9,450円 預かり保育利用料無償化額は 9,450円	《パターンB》 日額400円で19日利用、7,600円支払い ① 7,600円 ② 19日 × 450円 = 8,550円 預かり保育利用料無償化額は 7,600円
---	---

保育要件

保育認定の事由	保育認定事由の要件	確認書類
就労	月64時間以上、就労している場合(休けい時間除く)	寝屋川市所定の就労証明書 ※内職の場合は就労証明書と給料明細(2万円以上)の写し
妊娠・出産	妊娠中、出産後間もない場合 (出産予定日の8週間前から8週後の属する月の月末)	出産予定の子どもの母子健康手帳の写し(1・4ページ)
疾病・負傷・障害	保護者に疾病、負傷、障害がある場合	医師の診断書※病院の様式で可、障害者手帳の写し
介護・看護	同居の親族を常時介護又は看護している場合	医師の診断書※病院の様式で可、障害者手帳の写し、療育施設の在園証明書等
災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合	り災証明書等
求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	寝屋川市所定の求職活動状況申立書
就学	月64時間以上、就学している場合(休けい時間除く)	在学証明書とカリキュラム

申請に準備いただくもの ※申請日からさかのぼって認定はできません。

新1号認定の方(私学助成の幼稚園のみ)	新2号・新3号認定の方
☒ 子どもの本人確認ができるものの写し ※顔写真のあるものは1点、写真のないものは2点 ※健康保険証・医療証を添付される場合は、保険者番号、被保険者等記号・番号はマスキングしてください。 ※個人番号が確認できるものは申請フォームにアップロードしないでください。	☒ 保育要件の確認書類(保護者全員分) ☒ 申請者の本人確認ができるものの写し 運転免許証、マイナンバーカード(表面)など ※顔写真のあるものは1点、写真のないものは2点 ※健康保険証・医療証を添付される場合は、保険者番号、被保険者等記号・番号はマスキングしてください。 ※個人番号が確認できるものは申請フォームにアップロードしないでください。

詳細については、こちらのQRコードから確認してください。



保育課
ホームページ
【検索ID：21032】